

事業者指定のスケジュール

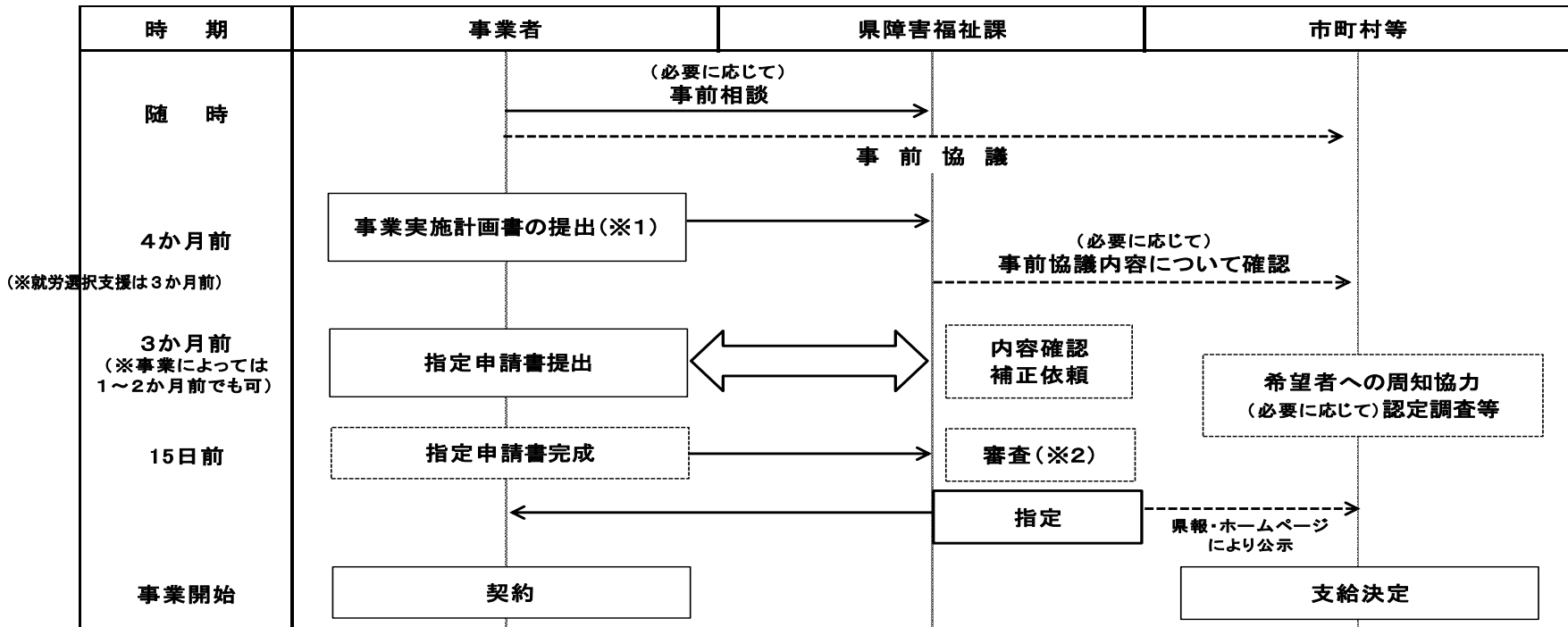
(対象事業)

○ 障害者総合支援法

居住系サービス（障害者支援施設、共同生活援助（住居の追加を含む。）、
 日中活動系サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援）、就労選択支援
 就労継続支援・・・「就労継続支援（A型・B型）サービスの指定に係る取扱いの見直しについて（通知）」（令和8年3月
 30日付け障第2083号新潟県福祉保健部障害福祉課長通知）による

※ 上記以外の事業については、次のとおり指定申請書を提出すること。（事業実施計画書の提出は不要）

訪問系サービス（居宅介護等）、短期入所、就労定着支援、自立生活援助・・・事業開始予定日の2か月前
 一般相談支援・・・事業開始予定日の1か月前



※1 実施内容の確認のため、必要に応じて来庁していただくことがある。

※2 申請内容の確認のため、現地確認を行う場合がある。

2 指定申請に係る照会・書類提出先

【指定申請書類等の郵送先】※1

〒950-8570
(郵送の場合、住所記載不要)
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県福祉保健部障害福祉課 ○○係 (担当係名)

【担当係・連絡先】

療養介護 短期入所 居住系サービス 自立生活援助	自立支援係 電話 025-280-5918(直通)	ファックス 025-283-2062 電子メール
訪問系サービス 生活介護 自立訓練 一般相談支援 ※2	在宅支援係 電話 025-280-5228(直通)	ngt040260@pref.niigata.lg.jp (障害福祉課代表)
日中活動系サービス(療養 介護、生活介護及び自立訓 練を除く。)	地域生活支援係 電話 025-280-5212(直通)	

※1 新潟市内の事業所については、新潟市が指定事務を行っています。

(担当) 新潟市福祉部障がい福祉課 指定係

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1(市役所本館1階)

電話 025-226-1241(直通)

※2 特定相談支援(計画相談支援)事業者の指定については、事業所の所在地を管轄する市町村が行います。